

「新築マンションへの引越し時をねらった 悪質な訪問販売にご注意ください」

【相談事例（抜粋）】

自宅マンションに事業者が来て、「換気扇の説明をさせてください」と言って部屋に入り、換気扇の洗い方を長時間説明した後、換気扇フィルターをかばんの中から取り出し、「これなら使い捨てですぐに交換ができる。」、「マンションの入居者は皆このフィルターを取り付けている。」などと言うので、フィルターと取付枠を約2万円で購入した。

しかし、この事業者はマンションの管理会社とは関係がなく、フィルターの値段も高額だったので解約したい。（20歳代 女性）

新築マンションに引っ越して間もない頃に、換気扇の点検や掃除方法を教える等と言って事業者が訪問し、マンションの管理会社と思わせるようなセールストークで、換気扇フィルターや浄水器の購入を勧められたという相談が寄せられています。

この場合、契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

なお、8日間を過ぎていたとしても、嘘をつかれた、重要なことが説明されていない等の問題のある勧誘があった場合は、契約の取消しができます。

契約に関することでお困りの場合は、一人で悩まず大阪市消費者センターへご相談ください。



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188
(イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内
06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター
エルちゃん